

IV 国際課税に関する改正

○ 国際課税に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子（法令141の4⑧二、改正法令附則3）	○ 内国法人の国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入制度による損金不算入額について、その国外事業所等を通じて行う事業に係る負債の利子の額に、自己資本不足額がその利子の支払の基因となる負債（額）に占める割合を乗じて計算することとされました。	令3.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(2) 外国税額控除の対象とならない外国法人税の額（法令142の2⑧一～四、155の27⑥一～四、改正法令附則3、4）	○ 外国法人から受ける剰余金の配当等の額（外国子会社配当益金不算入制度の適用を受けない部分の金額に限ります。）に係る外国源泉税等の額の外国税額控除について、その剰余金の配当等の額のうち内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例との二重課税調整の適用を受ける金額に対応する部分に限り、その適用を認めない（改正前：全額不適用）こととされました。	令3.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(3) 恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入（法令188⑫二、改正法令附則5）	○ 外国法人の恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入制度による損金不算入額について、その恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子の額に、自己資本不足額がその利子の支払の基因となる負債（額）に占める割合を乗じて計算することとされました。	令3.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(4) 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（措法66の5①⑤四、68の89①⑤四、措令39の13①一ロ・⑥、39の113①一ロ・⑥、措規22の10の6①、22の75の2、改正法令附則43、改正措令附則16）	○ 適用要件の判定等に用いる負債について、負債の利子等の支払の基因となるもの（額）とされました。	令3.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(5) 対象純支払利子等に係る課税の特例（措法66の5の2②三ニ・⑧四、68の89の2②三ホ、措令39の13の2⑫⑬⑰、39の113の2⑪⑫、改正法令附則1一、55、71、改正措令附則1一） （措令39の13の2⑭、39の113の2⑯、改正措令附則1一）	○ 対象外支払利子等の額に、次の金額を含めることとされました。 イ 生命保険契約又は損害保険契約に基づいて保険料積立金に繰り入れられる支払利子等の額 ロ 損害保険契約に基づいて払戻積立金に繰り入れる支払利子等の額 ○ 控除対象受取利子等合計額の計算において、法人が受ける公社債投資信託の収益の分配の額のうち公社債の利子から成る部分の金額を一定の受取利子等の額の合計額に加えることができることとされました。	令3.3.31以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 同上
(6) 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（措法66の8②⑨⑫、68の92②⑨⑫、改正法令附則56①、72①）	○ 外国法人から受ける剰余金の配当等の額（外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける部分の金額に限ります。）に係る外国源泉税等の額の損金算入について、その剰余金の配当等の額のうち内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例との二重課税調整の対象とされる金額に対応する部分に限る（改正前：全額損金算入）こととされました。	令3.4.1以後に開始する事業年度において外国法人から受ける剰余金の配当等の額がある場合について適用され、同日前に開始した事業年度において外国法人から受けた剰余金の配当等の額がある場合については、従来どおり適用されます。
(7) 特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例（措法66の9の4②⑧⑫、68の93の4②⑧⑫、改正法令附則56②、72②）	○ 上記(6)と同様の改正が行われました。	上記(6)の適用時期等と同様となります。
(8) 外国組合員に対する課税の特例（措法67の16④、措規22の19の2①、改正法令附則59①）	○ 特例適用申告書及びその添付書類を5年ごとに提出しなければならないこととされました。	令3.4.1前に提出された特例適用申告書（その特例適用申告書又はその特例適用申告書に係る変更申告書の提出後に変更申告書の提出事由が生じた場合において、令3.3.31までに変更申告書が提出されていない場合のその特例適用申告書を除きます。）は、令3.4.1において提出された特例適用申告書とみなされます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(措法67の16④、改正法附則59②)</p> <p>(措法67の16④、措規22の19の2①、改正法附則59③)</p> <p>(措令26の30④⑨⑩、改正措令附則14)</p>	<p>○ 変更申告書等に添付すべき書類の添付がなかった場合には、変更申告書の提出がなかった場合と同様に、本制度を適用できないこととされました。</p> <p>○ 特例適用申告書等及びその添付書類の配分の取扱者に対する書面による提出に代えて、その配分の取扱者に対してこれらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされました。</p> <p>○ 投資組合財産に対する持分割合は、特定組合契約（特例適用投資組合契約を直接に締結している組合に係る組合契約をいい、次に掲げる要件を満たすものに限ります。）に係る組合財産として投資組合財産に対する持分を有する者（その特例適用投資組合契約を締結している外国組員及びその外国組員と特殊の関係のある者（以下「外国組員等」といいます。）を除きます。）のその特定組合契約に係る組合財産に係る持分割合を除外して計算した割合とすることとされました。</p> <p>イ その特定組合契約に係る組合財産に対するその外国組員等（その特定組合契約を直接に締結している組合に係る組合契約に係る組合財産に対するその外国組員等の持分割合が25%以上である等の場合には、その組合契約に係る組合財産に対する持分を有する者（その外国組員等を除きます。）を含みます。）の持分割合の合計が25%未満であること。</p> <p>ロ その特定組合契約に係る組合財産としてその投資組合財産に対する持分を有する者がその特例適用投資組合契約に基づいて行う事業に係る重要な業務の執行に関する行為を行わないこと。</p>	<p>令3.4.1以後に変更申告書の提出事由が生じた場合について適用され、同日前に変更申告書の提出事由が生じた場合については、従来どおり適用されます。</p> <p>令3.4.1以後に配分の取扱者に対して行う電磁的方法による特例適用申告書等に記載すべき事項の提供について適用されます。</p> <p>令3.4.1以後に有することとなる国内源泉所得について適用され、同日前に有することとなった国内源泉所得については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(9) 振替国債の償還差益等の非課税等（措法67の17⑨）</p>	<p>○ 特定外国法人が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る差益の非課税措置について、適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p>